

平成18年度石川県公立高等学校、石川県立能都北辰高等学校専攻科、石川県立
盲・ろう・養護学校及び石川県立中学校第1学年入学者選抜方針

平成18年度石川県公立高等学校、石川県立能都北辰高等学校専攻科、石川県立盲・ろう
・養護学校及び石川県立中学校の第1学年の入学者の選抜方針を、次のとおり定める。

平成17年5月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成18年度石川県公立高等学校第1学年入学者選抜方針

平成18年度石川県公立高等学校第1学年入学者の選抜は、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。

1 一般入学

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表並びに高等学校において実施する選抜のための学力検査の結果を資料として行う。
- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査する。
 - ア 全日制課程においては、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。
 - イ 定時制課程においては、教科の学力検査以外の検査結果も参考にする。
- (3) 学力検査の教科、面接、適性検査、作文及び小論文については、次のとおりとする。
 - ア 全日制課程については、学力検査1日目に国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科を実施し、学力検査2日目に面接、適性検査、作文及び小論文のうちいずれか一つ又は複数を実施する。
 - イ 定時制課程については、国語及び数学の2教科を実施し、教科の検査の後に、面接及び作文のうちいずれか一つ又は両方を実施する。

ただし、20歳以上の者は、面接及び作文のみで受検することができるものとする。
- (4) 学力検査における傾斜配点は、学校・学科（コース）ごとに実施できるものとする。

ただし、比重を高くできる教科は2教科までとし、比重をかける配点は2倍を超えない範囲とする。
- (5) 学力検査及び合格者の発表は、それぞれ各高等学校において次の日時に行う。

なお、合格者の発表は、受検番号の掲示をもって公表する。

 - ア 全日制課程の学力検査は平成18年3月8日（水）及び9日（木）の両日、合格者の発表は同年3月16日（木）正午とする（出願期間は、同年2月16日（木）～21日（火）とする。）。
 - イ 定時制課程の学力検査は平成18年3月24日（金）、合格者の発表は同年3月28日（火）正午とする（出願期間は、同年3月1日（水）～22日（水）とする。）。
- (6) 調査書における学習の記録の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年のいずれも

5段階とする。

ただし、選択教科についてはA、B、Cの3段階評価とする。

(7) 入学を志願できる者は、全日制課程にあっては志願者及び保護者が県内に居住する者（入学までに県内に居住する者を含む。）定時制課程にあっては志願者が県内に居住又は勤務している者（入学までに県内に居住又は勤務する者を含む。）とする。

(8) 入学志願者は、1人1校1学科に限り出願できるものとする。

ただし、次のとおり第2志望又は併願を認める。

ア 全日制課程

(ア) 同一校に設置する普通科、職業に関する学科、体育科及び総合学科の間で、第2志望を認める。

(イ) 普通科にコースを設置する学校については、同一校のコース及びコースを除く普通科の間で、第2志望を認める。

(ウ) 同一校の普通科と理数科については、順位をつけない併願を認める。

(エ) 第2志望を記入する場合は、各学科の特色や入学後の進路について、十分考慮して行うこと。

イ 定時制課程

同一校に設置する午前部と中間部の間で、第2志望を認める。

(9) 全日制課程については、出願調整のため、定められた期間内(平成18年2月24日(金)～同年2月28日(火))に限り志願変更を認めるものとする。

(10) 全日制課程については、県外からの保護者の転勤等により、やむを得ず出願期間中に出席できなかった者のため、特例出願期間(平成18年2月24日(金)～同年2月28日(火))を設ける。

2 推薦入学

推薦入学は、平成18年3月に石川県内の中学校卒業見込みの者を対象として、次のとおり実施する。

(1) 全日制課程の推薦入学(連携型中高一貫教育校を除く。)については、次のとおりとする。

ア 普通科(コースを除く。)の推薦入学

(ア) 推薦入学を実施する学校にあっては、推薦入学の合格内定者数は、募集定員の20%以内とする。

ただし、普通科が1学年2学級以下の学校にあっては、30%以内とする。

(イ) 推薦入学を志願できる者は、次のa及びbを満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

a 学習の記録が優良であること。

b 当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。

イ 職業教育を主とする学科、体育科、理数科、普通科(自然科学、国際文化、人間福祉、情報科学、スポーツ科学、芸術、外国語及び演劇の各コース)及び総合学科の推薦入学

(ア) 推薦入学の合格内定者数は、募集定員の10～50%とする。

- (1) 推薦入学を志願できる者は、次の a ~ c を満たし、中学校長の推薦を得たものとする。
- a 当該学科（コース）を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。
 - b 当該学科（コース）に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - c 調査書に優れた点や長所の記録を有すること又は当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。
- (2) 定時制課程の推薦入学については、次のとおりとする。
- ア 推薦入学の合格内定者数は、募集定員の10～50%とする。
 - イ 推薦入学を志願できる者は、次の(ア)～(ウ)を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。
 - (ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。
 - (イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - (ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- (3) 出願は、対象学科（コース）のうち1人1校1学科（コース）に限るものとし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。
- (4) 高等学校長は、推薦入学志願者全員について、面接を行うものとする。面接の期日は、平成18年2月9日（木）とする（出願期間は、同年2月2日（木）及び3日（金）とする。）
- なお、工業科（工芸科及びデザイン科）、商業科（情報デザイン科）、普通科（スポーツ科学、芸術及び演劇の各コース）及び体育科の志願者については、面接のほかに実技を課すものとする。
- また、実技を実施しない学校・学科では、作文を課すことができる。
- (5) 推薦入学内定者の選考は、調査書、推薦書、志願理由書及び面接、一部の学校にあつては、実技又は作文の結果を総合して行うものとする。
- (6) 選考結果通知書は、平成18年2月14日（火）に、当該中学校長あてに送付する。
- 合格の内定を得た者は、全日制課程においては平成18年3月16日（木）正午、定時制課程においては同年3月28日（火）正午に、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって公表する。
- (7) 推薦入学の選考に漏れた者で、再度公立高等学校の同一課程の一般入学又は連携型中高一貫教育校の一般入学に志願しようとする者は、希望する学校・学科の入学願書を新たに作成し、提出するものとする。

3 連携型中高一貫教育校の入学

連携型中高一貫教育校の入学者選抜は、中高一貫校入学（連携中学校を卒業見込みの者が連携高等学校を志願する特別の選抜による入学をいう。以下同じ。）一般入学及び推薦入学の方法により、次のとおり実施する。

- (1) 中高一貫校入学については、次のとおりとする。
- ア 中高一貫校入学の対象者は、平成18年3月に連携中学校を卒業見込みの者とする。
 - イ 中高一貫校入学による合格内定者数は、特に定めない。
 - ウ 連携中学校から連携高等学校を志願する者は、同日に実施される推薦入学と中高

一貫校入学においては、中高一貫校入学に志願することを原則とし、次の(ア)及び(イ)を満たすものとする。

(ア) 連携中学校での学習成果をさらに継続・発展させ、何事にも意欲的・創造的に取り組み、個性の伸長に努めることができること。

(イ) 普通科国際コースへ志願する者は、コースへの興味・関心が高く、目的意識が明白であること。

エ 出願は、対象学科(コース)のうち1人1校1学科(コース)に限るものとし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

オ 高等学校長は、中高一貫校入学の志願者全員について、面接を行うものとする。面接の期日は、平成18年2月9日(木)とする(出願期間は、同年2月2日(木)及び3日(金)とする。)

カ 中高一貫校入学内定者の選考は、調査書、当該高等学校が内容を指定するレポート、面接結果その他必要に応じて学校が提出を求める書類を総合して行うものとする。

キ 中高一貫校入学の選考結果通知書は、平成18年2月14日(火)に、当該中学校長あてに送付する。

合格の内定を得た者は、平成18年3月16日(木)正午に、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって公表する。

ク 中高一貫校入学の選考に漏れた者で、再度公立高等学校の同一課程の一般入学に志願しようとする者は、希望する学校・学科の入学願書を新たに作成し、提出するものとする。

(2) 一般入学は、「1 一般入学」に準じて行う。ただし、募集する人数は、募集定員から中高一貫校入学及び推薦入学の合格内定者数を減じた数とする。

(3) 推薦入学は、「2 推薦入学」に準じて行う。ただし、合格内定者数は、特に定めない。

4 通信制課程の入学

通信制課程の入学者選抜は、次のとおり実施する。

(1) 入学を志願できる者は、志願者が県内に居住する者(居住予定者を含む。)とする。

(2) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書並びに高等学校において実施する面接及び作文の結果を資料として行う。

(3) 面接及び作文の期日は、平成18年4月2日(日)とする(出願期間は、同年3月13日(月)~31日(金)とする。)

(4) 選考結果通知書は、平成18年4月5日(水)に、本人あてに送付する。

5 その他

石川県公立高等学校入学者選抜の詳細については、平成18年度石川県公立高等学校入学者募集要綱で定める。

平成18年度石川県立能都北辰高等学校専攻科第1学年入学者選抜方針

平成18年度石川県立能都北辰高等学校専攻科第1学年の入学者選抜は、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次の方針に基づいて行う。

- 1 選 抜 方 法 調査書、面接及び学力検査の審査結果に基づき総合的に判定する。
- 2 出 願 期 間 平成18年1月6日（金）～1月13日（金）
- 3 学力検査、面接 平成18年1月19日（木）
- 4 合 格 者 発 表 平成18年1月25日（水）正午
- 5 そ の 他

石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者選抜の詳細については、平成18年度石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者募集要項で定める。

平成18年度石川県立盲・ろう・養護学校第1学年入学者選抜方針

平成18年度石川県立盲・ろう・養護学校の第1学年入学者選抜は、学校が幼児・生徒の障害の実態や能力を把握し、適切な教育を受けることができるかを評価するものとし、次のとおり行う。

障害種別・学科名等			出願期間	選考方法	選考日	選考結果通知日
盲学校	高等部	普通科	H18.2.1(水) ~2.28(火)	学力検査、視力検査、面接	H18.3.14(火)	H18.3.22(水)
		保健医療科		学力検査、視力検査、職業適性検査、面接		
	専攻科	保健医療科		学力検査、視力検査、職業適性検査、面接		
		理療科				
ろう学校	幼稚部		H18.1.10(火) ~1.26(木)	認知能力検査、聴力検査、運動能力検査、健康診断、面接	H18.2.16(木)	H18.3.2(木)
	高等部	普通科		学力検査、面接	H18.2.15(水)	
		専攻科		アソシエ造形科		
	情報デザイン科			学力検査、身体機能検査、健康診断(観察)、面接		
	肢体不自由養護学校高等部普通科			知的能力検査、運動能力検査、健康観察、面接		
知的障害養護学校高等部普通科						
病弱養護学校高等部普通科						

石川県立盲・ろう・養護学校幼稚部及び高等部入学選考の詳細については、平成18年度石川県立盲・ろう・養護学校幼稚部幼児、高等部生徒募集要項で定める。

平成18年度石川県立中学校第1学年入学者選抜方針

平成18年度石川県立金沢錦丘中学校第1学年の入学者選抜は、併設型中高一貫教育を受けるにふさわしい児童の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。

- 1 選 抜 方 法 小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性検査、作文及び面接(以下「適性検査」という。)の結果を資料として、総合的に判定する。
- 2 調 査 書 調査書における「各教科の学習の記録」の評定は、小学校の5年及び6年について3、2、1の3段階で記入する。
- 3 補 欠 入 学 入学予定者に欠員が生じた場合は、補欠者を入学させる。
- 4 出 願 期 間 平成18年1月10日(火)～16日(月)
- 5 適 性 検 査 実 施 平成18年1月29日(日)
- 6 選 抜 結 果 通 知 平成18年2月6日(月)
- 7 入学意思確認書の受付 平成18年2月7日(火)～9日(木)
- 8 欠 員 補 充 平成18年3月3日(金)まで
- 9 その他
石川県立中学校入学者選抜の詳細については、平成18年度石川県立中学校入学者募集要項で定める。